教職員の負担軽減に関する項目

実習教員については、国標準を上回る定数を削減することとし定数削減を見込んだものであり、退職あとを補充しないで削減してきたところであり、実習教員の退職に伴って学校運営に支障がでないよう、適正な人員管理に努めてきたところ。

　実習教員の年齢構成等を踏まえると、正規職員の新規採用を行うことが必要になったことから、令和２年度より採用を再開した。

　なお、実習教員の新規採用数については、当面の間、退職者数や再任用者数などの動向を踏まえつつ、教育水準の維持や教育課題への対応に配慮しながら、毎年度、決定していく。

引き続き、学校運営に支障がでないよう、適正な人員管理に努めてまいる。

　また、校務員業務や支援学校の給食調理業務についてはアウトソーシングを行うことにより定数削減を見込んだものであり、退職あとを補充しないで削減していくもの。

教員の研修に関する項目

教員は教育公務員特例法第２１条の規定からも、その職責を遂行するために、勤務時間の内外を問わず絶えず、非常に幅広い研究と修養に努めなければならないことから、研修は大いに奨励されなければならない。

　しかし、教育公務員特例法第２２条第２項に基づく勤務場所を離れて行う研修については、勤務時間中に職務に専念する義務を免除され、有給で行われるものであることから、承認研修としてふさわしい内容、意義を有することはもとより、府民から十分理解が得られるよう適切な運用がおこなわれなくてはならない。

そのため、平成１７年９月２１日付け「教育公務員特例法第２２条第２項に基づく研修の制度運用について（通知）」及び平成２１年３月３０日付け「夜間定時制課程等における課業期間中の承認研修の取扱について（通知）」などを各府立学校長に通知しているところ。

公立学校共済組合に関する項目

新地方公務員法の施行により、令和２年４月１日から臨時的任用職員は、任用の日から公立学校共済組合員となる。

　組合員証の交付等については、円滑な実施に向けて検討していると聞いている。

教職員の負担軽減に関する項目

府教育庁では、本年５月、全ての府立学校に「暑さ指数計」と「啓発用ポスター」を配付し、暑さ指数を正確に測ることで、体育の授業及び運動部活動等を行う際の的確な判断につなげ、熱中症事故の防止を図っている。

市町村教育委員会に対しても、この取り組みを参考通知するとともに、引き続き熱中症事故の防止に万全を期すようお願いした。